

伊賀市告示第 252 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 11 年上野市告示第 84 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 3 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

朝屋区

代表者の氏名 榎並 岩男

代表者の住所 伊賀市朝屋 931 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 西山 均

新代表者の氏名 榎並 岩男

旧代表者の住所 伊賀市朝屋 670 番地の 1

新代表者の氏名 伊賀市朝屋 931 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 5 月 12 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 253 号

ケーブルテレビ維持管理費等負担軽減制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月3日

伊賀市長 岡 本 栄

ケーブルテレビ維持管理費等負担軽減制度実施要綱の一部を改正する告示
ケーブルテレビ維持管理費等負担軽減制度実施要綱（平成 16 年伊賀市告示第 113 号）の
一部を次のように改正する。
第2条第6号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。
第3条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「申請の」を「当該申請の」に
改める。
第4条の見出し中「軽減制度適用等の」の次に「決定及び」を加える。
第6条中「及び承諾書により軽減制度」を「に承諾書を添付して、軽減制度」に改める。
第7条第3号中「に定める現況届及び承諾書が提出されない」を「の規定による届出が
されなかった」に改める。

「
様式第2号中「申請月」を「 年 月」に改め、
印
及び「承諾印
」

は認印で結構です。」を削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年6月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 254 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 6 年 6 月 4 日付けで現金取扱員を任命したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 4 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

事務職員 田中 逸代 財務部収税課現金取扱員

伊賀市告示第 255 号

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域福祉計画推進本部設置要綱（平成 18 年伊賀市告示第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「健康福祉部次長（医療生活福祉担当）」を「理事」に改める。

別表中「交通政策課長」を「交通戦略課長」に、

を

「

」に、

を

「

」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 7 日から施行する。

伊賀市告示第 256 号

伊賀市立さくら保育園民営化事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 10 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市立さくら保育園民営化事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀市立さくら保育園（以下「さくら保育園」という。）を民営化するに当たり、その運営を移管する事業者（以下「事業者」という。）を公平かつ適正に選定するため、附属機関の設置等に関する条例(平成 19 年伊賀市条例第 31 号)第 2 条の規定に基づき、伊賀市立さくら保育園民営化事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 募集要領の確認に関すること。
- (2) 評価の基本方針の設定に関すること。
- (3) 事業計画書等の審査及び事業者の選定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育に関し知識経験を有する者
- (2) 経理に関し知識経験を有する者
- (3) さくら保育園の入所児童の保護者
- (4) さくら保育園の所在地の住民自治協議会等を代表する者
- (5) 伊賀市社会福祉事務所長
- (6) さくら保育園長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。ただし、会議録は、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に該当する情報を除き、公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報（市又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の排斥)

第8条 委員は、第2条に規定する所掌事務に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月10日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、事業者の選定が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。

伊賀市告示第 257 号

伊賀市自転車等駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 158 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

- ①令和 6 年 5 月 21 日
- ②令和 6 年 5 月 22 日
- ③令和 6 年 5 月 23 日
- ④令和 6 年 5 月 29 日

2 撤去場所及び台数

- ①伊賀上野駅駐輪場、上野丸之内駐輪場 計 16 台
- ②桑町駅駐輪場、伊賀神戸駅駐輪場、青山町駅前自転車等駐車場 計 5 台
- ③上津駅前自転車等駐車場 計 1 台
- ④伊賀神戸駅駐輪場 計 1 台

3 撤去の理由

当該自転車等が、調査札を取り付けた日から起算して 7 日を超えて、なお伊賀市自転車等駐車場に放置されているため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

- (1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの
- (2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 企画振興部交通戦略課 TEL：0595－22－9663

伊賀市告示第 258 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

①令和 6 年 5 月 21 日

②令和 6 年 5 月 22 日

2 撤去場所及び台数

①佐那具駅、西大手駅、広小路駅、茅町駅 計 7 台

②猪田道駅 計 2 台

3 撤去の理由

当該自転車等の放置により、公共の場所の良好な環境が著しく阻害されていると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵等、当該自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 企画振興部交通戦略課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 259 号

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 152 号）第 5 条第 1 項の規定により令和 6 年度伊賀市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 14 日

伊賀市長 岡 本 栄

令和 6 年度
伊賀市一般廃棄物処理実施計画

伊賀市

<目 次>

I 総則

1	計画の目的	1
2	計画区域	1
3	計画実施期間	1

II 一般廃棄物処理実施計画

1	一般廃棄物の種類及び分別の区分	2
	(1) ごみ	
	(2) 市で収集・処理できないもの	
2	収集方法及び処分方法	4
	(1) ごみ	
	(2) し尿	
3	一般廃棄物発生量及び処理量見込（伊賀市全体）	6
	(1) ごみ	
	(2) し尿	
4	一般廃棄物排出抑制のための施策	7
	(1) 資源再利用物回収奨励金の交付（集団回収事業）	
	(2) 生ごみ処理容器購入費の補助	
5	一般廃棄物中間処理施設及び最終処分場の概要	7
	(1) ごみ	
	(2) し尿及び浄化槽汚泥	
6	一般廃棄物の収集・運搬、処理及び浄化槽清掃にかかる 委託業者及び許可業者	8
	(1) ごみ	
	(2) し尿・汚泥及び浄化槽清掃	

I 総則

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する基本計画の実施のために必要な令和 6 年度の計画及び事業を定め、一般廃棄物の減量化及び適切かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

2 計画区域

伊賀市全域

[人口：85,340 人 世帯数：40,448 世帯（令和 6 年 3 月末時点）]

3 計画実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

Ⅱ 一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) ごみ

【伊賀北部】(上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内)

種 類		ごみの種類
燃えるもの	可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず（ティッシュ、カーボン紙、写真など）、草・落ち葉、汚れの落ちないラップ類・容器等、アルミ箔、おむつ、下着類など
	硬プラ・革製品類	バケツ、洗面器、CD、靴、かばん、ゴムホース、カーペット、布団、毛布、ぬいぐるみ、枝木類、トロ箱、汚れの落ちないボトル類など
燃えないもの (資源)	容器包装プラスチック類	〔プラ〕マークのあるもの カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ袋・ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など
	びん類	無色透明 有色
	金属類	小型家電製品類、刃物類、金属容器・製品類、傘、スチール缶、ホットカーペットなど
	ペットボトル	〔PET1〕マークのあるもの 飲料用容器、特定調味料の容器
	アルミ缶	〔アルミ〕マークのあるもの 飲料用の缶
	埋立ごみ	危険物（カセットボンベ、スプレー缶、ライター）、テープ類（ビデオテープ、カセットテープ）、ガラス・せともの・乾電池類、その他（カイロ、割れたびん、汚れたびんなど）
	廃食用油	植物性食用油
	紙・布類	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他（紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど）、衣類（シャツ、セーター、ズボン、スカートなど）、古布類（シーツ、タオルなど）
	水銀使用廃製品(*1)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管
粗大ごみ		タンス、机、ソファ、ベッド、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど

*1：平成28年4月から水銀使用の体温計、温度計、血圧計の拠点収集、平成29年6月から蛍光管の拠点収集を開始。

【伊賀南部】（青山支所管内）

種 類			ごみの種類
燃やすごみ			生ごみ、再生できない紙くず、草・生花、植木の枝・木切れ、汚れのあるプラスチック製ボトル・チューブ類、ぬいぐるみ、靴下・帽子・クッション・枕、靴・かばん類、小さな木製品・保冷剤・カイロなど
燃やさないごみ			プラスチック製品類（バケツ、洗面器、ＣＤなど）、ガラス・せとの類、その他（刃物など）
容器包装プラスチック類			〔 プラ 〕マークのあるもの カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ袋・ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など
ライター			ライター
粗大ごみ			タンス、机、ソファ、ベッド、ふとん、毛布、マットレス、じゅうたん、ストーブ、ファンヒーター、こたつ、扇風機、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど
資 源	びん類	無色透明	飲料用のびん、飲食料品用のびん、調味料のびん
		茶色	
		その他の色	
	缶類		アルミ缶、スチール缶、スプレー缶
	ペットボトル		〔 PET1 〕マークのあるもの 飲料用容器、特定調味料の容器
	使用済小型家電製品		アイロン、電気ポット、炊飯器、携帯電話などの小型電化製品、電動のおもちゃ、電源コード類など
	廃食用油		植物性食用油
	体温計・温度計・蛍光管 電球		水銀式体温計・温度計、蛍光管、電球
	乾電池類		乾電池類
	金属類		鍋、釜、やかん、フライパン、スプーン、フォーク、小型の金属製品など
	古紙・古布類		新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他（紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど）、 布類（シャツ、セーター、ズボン、スカートなど）

(2) 市で収集・処理できないもの

分類・区分	品 目
家電リサイクル法対象商品 (*1)	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
パソコン (青山支所管内のみ)	デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ 液晶ディスプレイ
処理危険物	消火器、ガスボンベ（プロパン用）、農薬類、劇薬類、 感染性廃棄物（使用済注射針など）
処理困難物	温水器、浄化槽、浴槽、太陽熱ヒーター、ピアノ、ドラム缶 鉄筋、バッテリー、タイヤ、廃油（灯油・オイルなど）、 塗料（ペンキなど）

*1：青山支所管内のみ事前予約による戸別収集を実施。（別途、リサイクル料金と収集運搬料金が必要）

2 収集方法及び処分方法

(1) ごみ

【伊賀北部】（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内）

	種 類	収集形態	収集回数	処分方法
燃えるもの	可燃ごみ	委託業者	週2回	市内民間施設において焼却処理
	硬プラ・革製品類	委託業者	月1回	市内民間施設において焼却処理
燃えないもの (資源)	容器包装プラスチック類	委託業者	週1回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	びん類	委託業者	月1回	回収選別後、容リ協会へ再生委託
	金属類	委託業者	月1回	破碎処理後、民間業者へ再生委託
	ペットボトル	委託業者	月1回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	アルミ缶	委託業者	月1回	圧縮成形後、民間業者へ再生委託
	埋立ごみ ①危険物 ②テープ類、ガラス・せとの の・乾電池類、その他	委託業者	年6回	①破碎処理後、民間業者へ再生委託 ②埋立処分委託
	廃食用油	委託業者	年4回	回収後、民間業者へ再生委託
	紙・布類	委託業者	月1回	回収後、民間業者へ再生委託
	使用済小型家電製品	直営	随時	回収後、民間業者へ再生委託
	水銀使用廃製品(*1)	直営	随時	回収後、民間業者へ再生委託
	粗大ごみ	直営	随時	民間業者へ再生委託

*1：平成28年4月から水銀使用の体温計、温度計、血圧計の拠点収集、平成29年6月から蛍光管の拠点収集を開始。

【伊賀南部】（青山支所管内）

種 類		収集形態	収集回数	処分方法
燃やすごみ		委託業者	週 2 回	焼却処理
燃やさないごみ		直営・委託	月 1 回	破碎処理後、焼却または埋立処理
容器包装プラスチック類		直営・委託	週 1 回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
ライター		委託業者	月 1 回	破碎処理後、焼却または埋立処理
粗大ごみ		直営	随時	破碎処理後、焼却または埋立処理若しくは売却
資 源	びん類	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託
	缶類	委託業者	月 1 回	圧縮破碎後、民間業者へ再生委託
	ペットボトル	委託業者	月 1 回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	使用済小型家電製品	委託業者 直営	月 1 回 随時	回収後、民間業者へ再生委託
	廃食用油	委託業者	年 4 回	回収後、民間業者へ再生委託
	体温計・温度計 蛍光灯・電球	委託業者	年 4 回	破碎後、民間業者へ再生委託
	乾電池類	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託
	金属類	委託業者	年 4 回	回収後、民間業者へ再生委託
	古紙・古布類（*1）	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託

* 1：桐ヶ丘地区は独自回収を実施。

（２）し尿

種 類	収集形態	区域	収集回数	処分方法
し尿	直営	上野支所管内 （一部地域を除く）	月 1 回 随時	施設処理 伊賀市浄化センター
	許可業者	伊賀市全域	随時	
浄化槽汚泥	許可業者	伊賀市全域	随時	施設処理 伊賀市浄化センター

3 一般廃棄物発生量及び処理量見込（伊賀市全体）

（１）ごみ

（t/年）

内訳	発生量見込				処理量見込		
	収集総量	直営・委託	許 可	直接搬入	焼却	埋立	資源化
可燃ごみ	20,220	13,824	5,389	1,007	20,220	0	0
不燃ごみ	535	297	78	160	135	400	0
粗大ごみ	402	300	1	101	402	0	0
金属ごみ	652	320	103	229	0	367	285
資源ごみ（びん）	421	393	23	5	0	0	421
資源ごみ（紙・布）	1,022	1,022	0	0	0	0	1,022
ペットボトル	114	114	0	0	0	0	114
容器包装プラスチック	551	551	0	0	0	0	551
廃食用油	9	9	0	0	0	0	9
小型家電	14	14	0	0	0	0	14
その他資源ごみ	9	9	0	0	0	0	9
合 計	23,949	16,853	5,594	1,502	20,757	767	2,425

（２）し尿

（kl/年）

種 類	排出量 見込	収集形態別計画収集量		
		収集総量	直 営	許 可
浄化槽汚泥	55,502	55,502	0	55,502
し 尿	7,333	7,333	1,978	5,355
合 計	62,835	62,835	1,978	60,857

4 一般廃棄物排出抑制のための施策

(1) 資源再利用物回収奨励金の交付（集団回収事業）

内 容	児童福祉法による児童及び PTA 等の学校教育関係の団体並びに障害者基本法による団体のうち、事前に登録した団体に対し、対象となる資源ごみを回収した場合に、回収量 1 kg につき 3 円の奨励金を交付
対象となる資源ごみ	古紙類・古布類
資源化予定量	148 トン

(2) 生ごみ処理容器購入費の補助

内 容	生ごみ処理機（電動型）及びコンポスト容器購入者に対する補助 ・電動型……1 世帯 1 基まで、購入費の 1/2 で上限 30,000 円 ・コンポスト型……1 世帯 2 基まで、購入費の 1/2 で上限 5,000 円
-----	---

(3) 市広報及びケーブルテレビ等による市民への資源化・減量化の啓発

(4) 住民自治協議会、自治会等の団体に対する資源化・減量化の協力依頼

(5) 伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会による「ごみ減量・再資源化」の検討と啓発活動の促進

5 一般廃棄物中間処理施設及び最終処分場の概要

(1) ごみ

【上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内】

施設名称	所在地	型式	処理能力
さくらリサイクルセンター （ごみ中継施設）	伊賀市治田 3547 番地 13	中継施設	—
さくらリサイクルセンター （資源化ごみ処理施設）	伊賀市治田 3547 番地 13	二軸低速回転式破砕機 剪断高速回転式破砕機 選別圧縮梱包機	17.3t/5h
不燃物処理場	伊賀市西高倉 4631 番地	安定型埋立処分場	18,678 m³

【青山支所管内】（名張市との一部事務組合「伊賀南部環境衛生組合」の施設）

施設名称	所在地	型式	処理能力
伊賀南部クリーンセンター （ごみ焼却施設）	伊賀市奥鹿野 1990 番地	流動床式ガス化溶融炉	95t/日
伊賀南部クリーンセンター （破碎選別圧縮施設）	伊賀市奥鹿野 1990 番地	二軸高速回転式破碎機 剪断式破碎機 選別圧縮梱包機	45.5t/日

（２）し尿及び浄化槽汚泥

【上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田・青山支所管内】

施設名称	所在地	型式	処理能力
伊賀市浄化センター	伊賀市長田 4617 番地 3	膜分離高負荷脱窒素処理方式	170kℓ/日

6 一般廃棄物の収集・運搬、処理及び浄化槽清掃にかかる委託業者及び許可業者

（１）ごみ

①収集運搬委託業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項に規定する基準に基づく委託を受けた者

事業者名	所在地	事業区域
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208 番地	上野
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田字東川原 7088 番地	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田
株式会社ビルトコーポレーション	伊賀市久米町 548 番地の 5	上野・大山田
上野再生資源協同組合	伊賀市西明寺 2301 番地	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田
伊賀南部一般廃棄物処理 協同組合	名張市南町 822 番地の 2	青山
関西リサイクル株式会社	名張市瀬古口 623 番地の 1	青山

②収集運搬許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する許可を受けた者

事業者名	所在地	事業区域	摘要
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208 番地	上野・伊賀・島ヶ原・阿山	ごみ
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田字東川原 7088 番地	伊賀市内 (青山を除く)	ごみ
株式会社ビルト・コーポレーション	伊賀市久米町 548 番地の 5	上野・伊賀・阿山・大山田	ごみ
株式会社エム・シー・エス	名張市蔵持町原出 523 番地	市内	ごみ(青山)、許可 22 事業所のごみ、自社・グループ会社従業員の家庭系粗大ごみ(上野、伊賀、島ヶ原、阿山、大山田)
株式会社 N A N B U	奈良県橿原市五井町 187 番地の 2	上野・青山	ごみ
有限会社マルトモ産業	伊賀市阿保 1828 番地の 10	青山	ごみ
三重ケイ・アース環境株式会社	伊賀市上野万町 2222 番地の 2	上野・伊賀・阿山	14 事業所の木くず及び廃家電
株式会社エコ・サービス 2 1	名張市鴻之台一番町 48 番地 1	青山	ごみ
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195 番地の 1	市内 1 事業所	実験用動物の死体及び付随する糞、マット
株式会社富士環境開発	奈良県橿原市四条町 20 番地の 10	青山	ごみ
株式会社伊賀林業	伊賀市大内 514 番地の 1	市内	木、草
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋 4713 番地	市内	食品残さ、木くず、畳くず等、罹災・災害廃棄物、動物の死体(市内) 家電(上野：花垣地区) ごみ全般(市内) ※ただし、上野・島ヶ原・大山田については自社及び大栄環境株式会社(伊賀市治田・予野地内)に搬入処理をするものに限る。
有限会社クリーンテック名張	名張市下比奈知字青上 1476 番 1	青山	ごみ
株式会社グリーンワークス	伊賀市炊村 1187 番地の 17	市内	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類
株式会社サイセイ	伊賀市柘植町 5038 番地	市内	がれき類、ガラスくず等、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くず
株式会社タカミ	伊賀市西明寺 2301 番地	市内	廃家電
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原 485 番地 2	市内	リサイクルを目的とした草、木、枝、葉、竹及び生ごみ

株式会社向陽	津市森町 1922 番地 1	市内 1 事業所	ごみ
摂津商事株式会社	伊賀市上野万町 2342 番地	上野・伊賀	ごみ(上野)、紙・布(伊賀)
日本資環株式会社	奈良県五條市西吉野町夜中 391 番地の 2	青山	下記から排出される感染性(特管一廃)を除く紙おむつ・脱脂綿・包帯などに限る。 ・病院、診療所などの医療機関 ・老人福祉施設及び施設事務所
有限会社アールシーコンサルタント	伊賀市白檉字下田 2133 番地の 3	市内	廃プラスチック類、廃発泡スチロール、木くず、金属くず、紙くず、繊維くず

③処分業許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項に規定する許可を受けた者

事業者名	所在地	事業区域	摘要
エヌアイエ株式会社	伊賀市大野木字喜撰戸 2178 番地 1	市内	蛍光管の破碎処理
株式会社エム・シー・エス	名張市蔵持町原出 523 番地	市内	草、木、剪定枝、生ごみ等の破碎及び堆肥化
株式会社ヤマゼン	伊賀市治田字枵ノ木 2441 番地の 1	市内	選別、圧縮、混練造粒、破碎、RPF 化及び埋立
キンキ・パートナーズ株式会社	奈良県奈良市奈良阪町 2250 番地の 3	島ヶ原	OA 機器、電気機器製品等の破碎処理から発生する廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、ゴムくずの破碎処理
株式会社イガ再資源	伊賀市西之澤 1384 番地の 6	市内	動植物性残さの飼料化
株式会社伊賀林業	伊賀市大内 514 番地の 1	市内	リサイクルを目的とした木、草の破碎処理(チップ化)
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋 4713 番地	市内	焼却、破碎、選別、乾燥、焙焼、炭化、溶融、RPF、混練造粒及び埋立、肥料化
株式会社グリーンワークス	伊賀市炊村 1187 番地の 17	市内	リサイクルを目的としたプラスチック類、紙類、木くず類、繊維類、ゴム類、金属類、ガラス・陶磁器類、がれき類の破碎、選別、圧縮処理
株式会社サイセイ	伊賀市柘植町 5038 番地	市内	がれき類、ガラスくず等、廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くずの破碎、選別処理
株式会社タカミ	伊賀市西明寺 2301 番地	市内	廃家電製品のリサイクルを目的とした廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、金属くずの破碎、圧縮処理

株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原 485 番地 2	市内	リサイクルを目的とした 草、木、枝、葉、竹、穀類及 び生ごみ（食品残渣）の破 砕、堆肥化、生ごみのメタ ン発酵
日本資環株式会社	奈良県五條市西吉野町 夜中 391 番地の 2	青山	事業所から排出される感染 性（特管一廃）を除く紙、紙 おむつ、木くず、草、繊維く ず、古布などの減菌乾燥、 焼却処理
有限会社アールシーコンサル タント	伊賀市白檜字下田 2133 番地の 3	市内	リサイクルを目的とした廃 プラスチック類、廃発泡ス チロール、金属くずの破碎、 圧縮梱包、熔融処理
大栄環境株式会社	大阪府和泉市テクノス テージ二丁目 3 番 28 号	市内	混合ごみ・し尿・汚泥のメ タン発酵・堆肥化処理

（２）し尿・汚泥及び浄化槽清掃

①収集運搬許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項に規定する許可を
受けた者

事業者名	所在地	事業区域
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208 番地	上野・伊賀・島ヶ原・阿山
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田字東川原 7088 番地	伊賀市内（青山を除く）
株式会社ビルド・コーポレーション	伊賀市久米町 548 番地の 5	上野・伊賀・阿山・大山田
名張環境事業協業組合	名張市西田原 2176 番地の 36	青山、上野（運搬のみ）

②浄化槽清掃許可業者：浄化槽法第 35 条第 1 項に規定する許可を受けた者

事業者名	所在地	事業区域
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208 番地	上野・伊賀・島ヶ原・阿山
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田字東川原 7088 番地	伊賀市内（青山を除く）
株式会社ビルド・コーポレーション	伊賀市久米町 548 番地の 5	上野・伊賀・阿山・大山田
名張環境事業協業組合	名張市西田原 2176 番地の 36	青山

伊賀市告示第 260 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 25 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 名称

伊賀市猪田田中区

2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、地域住民相互の連絡等良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備、改善
- (3) 保健、衛生に関する企画と施策
- (4) 防犯、防災、交通安全に関すること
- (5) 集会施設の維持管理
- (6) レクリエーション、伝統行事等の文化活動
- (7) 各種機関、団体との連絡調整
- (8) その他この区の目的達成に関すること

3 区域

伊賀市猪田田中の全域、伊賀市山出 414 番地、伊賀市山出 24 番地の 1 及び伊賀市山出 600 番地の 1

4 主たる事務所

伊賀市猪田字北浦 1269 番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 山田 孝志

住所 伊賀市猪田 1455 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号までに掲げる事由

9 認可年月日

令和 6 年 6 月 7 日

伊賀市告示第 261 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 83 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 25 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

西山自治会

代表者の氏名 森下 政紀

代表者の住所 伊賀市西山 1218 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 重倉 純男

新代表者の氏名 森下 政紀

旧代表者の住所 伊賀市西山 1076 番地

新代表者の住所 伊賀市西山 1218 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 6 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 262 号

伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 66 号)第 2 条第 1 項並びに地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 第 1 項の規定により、伊賀市の令和 5 年度下半期の財政事情について次のとおり公表します。

なお、公表に係る書面は、伊賀市財務部財政課並びに地域連携部上野支所、伊賀支所、島ヶ原支所、阿山支所、大山田支所及び青山支所に備え置き、公表の日から 6 か月間閲覧に供します。

令和 6 年 6 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和5年度財政事情並びに財政の動向及び市長の財政方針

市民の皆さんに納めていただいた税金やその他の歳入などが、どのようなことに使われたのかを知っていただくため、伊賀市財政事情の作成及び公表に関する条例(平成16年伊賀市条例第66号)第2条第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定に基づき、令和5年度下半期(令和5年10月1日～令和6年3月31日)の財政執行状況、財政の動向及び市長の財政方針をお知らせします。

なお、出納整理の期間(4月1日～5月31日)の数字が含まれませんので、決算の数字とは異なります。

■財政執行状況

(1)収入及び支出の概況

一般会計の歳入の状況

科目	予算現額	収入済額(上半期)	収入済額(下半期)	収入済額(合計)	収入率
市税	143億5,892万円	88億 536万円	56億4,404万円	144億4,940万円	100.6%
地方譲与税	6億3,099万円	1億9,068万円	4億4,088万円	6億3,156万円	100.1%
地方消費税交付金	23億3,466万円	13億1,671万円	10億3,323万円	23億4,994万円	100.7%
地方交付税	104億5,968万円	69億1,017万円	41億3,533万円	110億4,550万円	105.6%
分担金及び負担金	6億8,232万円	7,797万円	1億 779万円	1億8,576万円	27.2%
使用料及び手数料	4億8,323万円	2億5,910万円	1億9,356万円	4億5,266万円	93.7%
国庫支出金	75億8,281万円	23億4,897万円	40億5,428万円	64億 325万円	84.4%
県支出金	35億5,145万円	3億6,445万円	26億5,467万円	30億1,912万円	85.0%
繰入金	24億1,909万円	0万円	1億8,437万円	1億8,437万円	7.6%
繰越金	20億9,296万円	20億9,296万円	0万円	20億9,296万円	100.0%
諸収入	8億1,779万円	1億6,396万円	3億8,650万円	5億5,046万円	67.3%
市債	47億7,332万円	0万円	4億6,832万円	4億6,832万円	9.8%
その他	16億 420万円	4億7,253万円	10億3,369万円	15億 622万円	93.9%
計	517億9,142万円	230億 286万円	203億3,666万円	433億3,952万円	83.7%

一般会計の歳出の状況

科目	予算現額	支出済額(上半期)	支出済額(下半期)	支出済額(合計)	執行率
議会費	2億8,135万円	1億5,092万円	1億2,091万円	2億7,183万円	96.6%
総務費	89億1,917万円	23億 748万円	32億4,730万円	55億5,478万円	62.3%
民生費	162億9,095万円	55億 647万円	76億5,448万円	131億6,095万円	80.8%
衛生費	60億5,103万円	14億7,966万円	24億5,755万円	39億3,721万円	65.1%
労働費	6,044万円	5,662万円	180万円	5,842万円	96.7%
農林業費	24億6,568万円	8億8,076万円	10億1,257万円	18億9,333万円	76.8%
商工費	9億5,972万円	2億7,847万円	2億3,061万円	5億 908万円	53.0%
土木費	30億5,056万円	8億3,289万円	13億4,572万円	21億7,861万円	71.4%
消防費	26億6,550万円	8億9,922万円	8億9,402万円	17億9,324万円	67.3%
教育費	47億 577万円	15億6,880万円	21億 200万円	36億7,080万円	78.0%
災害復旧費	6億7,931万円	9,262万円	1億6,193万円	2億5,455万円	37.5%
公債費	56億3,194万円	18億6,839万円	27億8,799万円	46億5,638万円	82.7%
予備費	3,000万円	0万円	0万円	0万円	0.0%
計	517億9,142万円	159億2,230万円	220億1,688万円	379億3,918万円	73.3%

(2)住民の負担の状況

市税の状況

区分	予算現額	収入済額(上半期)	収入済額(下半期)	収入済額(合計)	収納率
市民税	54億1,531万円	25億6,473万円	27億2,200万円	52億8,673万円	97.6%
固定資産税	78億3,996万円	55億6,588万円	25億3,946万円	81億 534万円	103.4%
都市計画税	0.1万円	0万円	0万円	0万円	0.0%
軽自動車税	3億7,205万円	3億6,008万円	2,355万円	3億8,363万円	103.1%
市たばこ税	7億 404万円	3億 66万円	3億4,553万円	6億4,619万円	91.8%
鉱産税	3万円	1万円	2万円	3万円	74.1%
入湯税	2,752万円	1,400万円	1,348万円	2,748万円	99.9%
計	143億5,891万円	88億 536万円	56億4,404万円	144億4,940万円	100.6%

(3) 公営事業の経理の概況

特別会計・財産区特別会計

	会計名	歳入	予算現額	収入済額(上半期)	収入済額(下半期)	収入済額合計	収入率
		歳出	予算現額	支出済額(上半期)	支出済額(下半期)	支出済額合計	執行率
特別会計	国民健康保険事業	歳入	93億 905万円	34億8,014万円	47億2,274万円	82億 288万円	88.1%
		歳出	93億 905万円	35億6,466万円	48億7,141万円	84億3,607万円	90.6%
	駐車場事業	歳入	4,676万円	2,336万円	2,104万円	4,440万円	95.0%
		歳出	4,676万円	1,398万円	913万円	2,311万円	49.4%
	介護保険事業	歳入	109億3,690万円	48億4,578万円	42億7,934万円	91億2,512万円	83.4%
		歳出	109億3,690万円	41億3,121万円	51億1,726万円	92億4,847万円	84.6%
	サービスエリア	歳入	908万円	520万円	396万円	916万円	100.8%
		歳出	908万円	173万円	289万円	462万円	50.9%
	後期高齢者医療	歳入	14億1,848万円	4億3,387万円	8億2,351万円	12億5,738万円	88.6%
		歳出	14億1,848万円	5億 523万円	7億 584万円	12億1,107万円	85.4%
財産区	島ヶ原財産区	歳入	3,112万円	1,599万円	1,522万円	3,121万円	100.3%
		歳出	3,112万円	315万円	527万円	842万円	27.1%
	大山田財産区	歳入	1,788万円	1,769万円	20万円	1,789万円	100.0%
		歳出	1,788万円	51万円	1,152万円	1,203万円	67.3%
		合計	217億6,927万円	88億2,203万円	98億6,601万円	186億8,804万円	85.8%
			217億6,927万円	82億2,047万円	107億2,332万円	189億4,379万円	87.0%

企業会計

			予算現額	執行額(上半期)	執行額(下半期)	執行額(合計)	執行率
病院事業	収益的収支	事業収益	52億3,657万円	22億9,500万円	26億8,282万円	49億7,782万円	95.1%
		事業費用	52億3,299万円	20億9,143万円	29億2,445万円	50億1,588万円	95.9%
	資本的収支	資本的収入	6億9,400万円	1億円	2億9,894万円	3億9,894万円	57.5%
		資本的支出	8億5,078万円	2億3,319万円	3億1,472万円	5億4,791万円	64.4%
水道事業	収益的収支	事業収益	36億4,262万円	12億3,617万円	23億4,658万円	35億8,275万円	98.4%
		事業費用	31億8,096万円	6億2,711万円	23億7,180万円	29億9,891万円	94.3%
	資本的収支	資本的収入	11億1,804万円	6,260万円	7億4,124万円	8億 384万円	71.9%
		資本的支出	27億9,684万円	8億3,721万円	15億4,735万円	23億8,456万円	85.3%
下水道事業	収益的収支	事業収益	25億5,198万円	4億6,031万円	21億1,913万円	25億7,944万円	101.1%
		事業費用	23億4,920万円	3億2,972万円	18億4,353万円	21億7,325万円	92.5%
	資本的収支	資本的収入	12億2,762万円	5億4,583万円	5億7,449万円	11億2,032万円	91.3%
		資本的支出	19億6,167万円	7億9,887万円	8億5,473万円	16億5,360万円	84.3%

(注) 執行額には、消費税額等が含まれています。

(4) 財産、公債及び一時借入金の現在高

市債(一般会計)

会計名	残高
総務債	75億2,125万円
土木債	43億7,232万円
農林債	5億5,957万円
教育債	50億 889万円
公営住宅債	1億2,778万円
厚生福祉債	10億7,536万円
清掃債	30億6,578万円
消防債	9億6,676万円
保健衛生債	18億9,130万円
商工債	10億1,481万円
災害復旧債	5億6,069万円
減税補てん債	4,889万円
臨時税收補てん債	1億2,060万円
臨時財政対策債	177億4,620万円
計	440億8,020万円

市債(特別会計)

会計名	残高
国民健康保険事業(直営診療所)	0万円
住宅新築資金等貸付	0万円
計	0万円

市債(企業会計)

会計名	残高
病院事業	14億1,081万円
水道事業	101億5,208万円
下水道事業	110億9,509万円
計	226億5,798万円

一時借入金

区分	借入残高
一般会計	0万円

(5)その他市長において必要と認める事項
基金

区分	基金額	土地
財政調整基金	65億9,990万円	
減債基金	9億 971万円	
職員退職手当基金	4億9,561万円	
地域振興資金	7億9,359万円	
関西本線近代化整備基金	1億7,030万円	
文化振興基金	9,243万円	
芭蕉翁顕彰事業基金	7億3,061万円	
地域福祉基金	2億1,387万円	
福祉資金貸付事業基金	0万円	
環境保全基金	5億7,250万円	
ふるさと水・土保全対策基金	1,773万円	
観光振興基金	2億4,203万円	
公共施設等整備基金	3億3,116万円	
住宅団地等調整池管理基金	0万円	
青山工業団地等調整池管理基金	499万円	
食肉センター施設整備等基金	754万円	
川上ダム周辺整備事業基金	4億6,292万円	
川上地区施設管理基金	88万円	
教育図書購入基金	1,150万円	
日・独親善少年サッカー交流基金	125万円	
堀池一三通学安全対策基金	200万円	
国際交流基金	1,268万円	
住宅新築資金等貸付事業基金(特別会計)	0万円	
義務教育施設整備基金	1,735万円	
ササユリ奨学基金	3,513万円	
伊賀市振興基金	27億2,514万円	
伊賀市ふるさと応援基金	17億4,087万円	
交通安全対策事業基金	2,884万円	
伊賀市みえ森と緑の県民税市町交付金基金	0万円	
岸宏子文学振興基金	6,112万円	
子育て支援基金	5,088万円	
伊賀線経営安定化支援基金	1億 495万円	
伊賀市公共施設最適化基金	4億6,660万円	
森林環境譲与税基金	4,268万円	
伊賀市新型コロナウイルス感染症対策基金	0万円	
土地開発基金	2億8,217万円	14,309.64㎡
用品購入基金	600万円	
国民健康保険給付費支払準備基金	4,047万円	
国民健康保険高額療養費貸付基金	2,200万円	
国民健康保険出産費資金貸付基金	1,100万円	
介護給付費準備基金	16億4,249万円	
サービスエリア施設整備基金	5,076万円	
島ヶ原財産区基金	3億 67万円	
大山田財産区基金	1億3,556万円	
計	194億3,788万円	14,309.64㎡

■ 財政の動向及び市長の財政方針

令和6年度は、第2次伊賀市総合計画第3次基本計画の取組みの最終年度として、引き続き「こども、くらし、にぎわい。」を中心に各種施策を展開します。

特に、子ども・子育て施策については更に充実させ、未来の伊賀市民への投資を進めることとしています。加えて、市制20周年や芭蕉翁生誕380年にあたることから、更なる一步を踏み出す節目の年度でもあります。

これらを踏まえ、“誇れる伊賀市”、“選ばれる伊賀市”の実現に向けた階段を着実に昇って行けるよう、令和6年度の予算を「充実した“旅”(未来)へ。“昇”(躍進)予算」としました。

伊賀市長 岡本 栄